

● JR旅客運賃の割引制度

- ◎対象 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人
- ◎割引内容
- 第1種障がい者が介護者同伴で利用 する場合

普通乗車券,回数乗車券,普通急行券, 定期乗車券が50%割引

● 12 歳未満の障がい者が介護者同伴で 利用する場合 定期乗車券が 50%割引 ●第1種障がい者, 第2種障がい者が ひとりで片道 100km を超えて利用 する場合

普通乗車券が50%割引

◎利用方法

乗車券購入時に乗車券販売窓口で,交付を受けている手帳を提示して購入

※詳しくは、乗車券販売窓口へお問い 合せください。

●各交通機関の運賃割引制度

■バス運賃の割引

- ◎対象 身体障害者手帳,療育手帳,精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
- ◎割引内容

山口県内の定期路線バスの運賃が 50%割引

- ※県外の路線については、各バス会社 へお問い合せください。
- ◎利用方法

降車時に交付を受けている手帳を提示

※障害等級や種別によっては、同乗の介護者 1 人も割引対象になります。詳しくは、各バス会社へお問い合せください。

■航空運賃の割引

◎対象

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている 12 歳以上の人

◎割引内容

国内線の運賃が割引

◎利用方法

航空券購入時に航空会社窓口で,交付を受けている手帳を提示して購入

※割引率等は航空会社,路線によって 異なります。詳しくは,各航空会社 へお問い合せください。

■タクシー運賃の割引

- ◎対象 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人
- ◎割引内容
 タクシー運賃が 10%割引
- ◎利用方法

交付を受けている手帳を運転手に提示

※同乗者がいても割引が適用されます。 また、一部のタクシー会社には割引が ありません。詳しくは、各タクシー会 社へお問い合せください。

●携帯電話料金の割引サービス

- ◎対象 身体障害者手帳,療育手帳,精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
- ◎割引内容

基本使用料等の割引サービス

※会社によっては当該サービスがありません。詳しくは、携帯電話各社へお問い合せください。

